# 居宅療養管理指導のサービス提供に係る重要事項等説明書

居宅療養管理指導または介護予防居宅療養管理指導(以下、「居宅療養管理指導等」という。)サービスの提供開始にあたり、厚生労働省令第37号第8条に基づいて、当事業者が\_\_\_\_\_様に説明すべき重要事項は次の通りです。

## 1. 事業者概要

事業者名称	<b>街</b> 増谷慶一郎薬局
	(鳥取県知事指定居宅療養管理指導サービス事業者)
事業者の所在地	鳥取県米子市明治町 131
代表者名	代表取締役 増谷 正寛
事業所名及び指定番号	増谷薬局蓮池店 鳥取県指定 3140440227 号
事業所の連絡先	0859-47-0325

# 2. 事業の目的と運営方針

事業の目的	要介護状態または要支援状態にあり、主治の医師等が交付した処方せんに 基づき薬剤師の訪問薬剤管理指導を必要と認めた利用者に対し、増谷薬局蓮池店 の薬剤師が適正な居宅療養管理指導等を提供することを目的とします。
運営の方針	<ul><li>①利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。</li><li>②上記①の観点から、市町村、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者その他の保健、医療、福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。</li><li>③利用者の療養に資する等の観点から、当該利用者に直接係わる上記関係者に必要な情報を提供する以外、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を他に漏らすことはいたしません。</li></ul>

#### 3. 提供するサービス

当事業所がご提供するサービスは以下の通りです。

## 【居宅療養管理指導等サービス】"

- ①当事業所の薬剤師が、医師の発行する処方せんに基づいて薬剤を調製するとともに、利用者の居宅を訪問し、薬剤の保管・管理や使用等に関するご説明を行うことにより、薬剤を有効かつ安全にご使用いただけるよう努めます。
- ②サービスのご提供に当たっては、懇切丁寧に行い、分かりやすくご説明いたします。もし薬について分からないことや心配なことがあれば、担当の薬剤師にご遠慮なく質問・相談してください。